

# 前橋市一般廃棄物処理基本計画【概要版】（案）

## 第1章 総論

### 第1節 計画策定の基本的事項

#### 1 計画策定の目的

現行の「前橋市一般廃棄物処理基本計画」は令和7年度で終了するため、これまでの取組を継続・発展させるとともに、今後の社会的・環境的課題に対応するため、新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

#### 2 計画の期間

計画期間：令和8年度～令和17年度の10年間  
計画目標年度：令和17年度（中間目標年度：令和12年度）

#### 3 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を定めるものです。

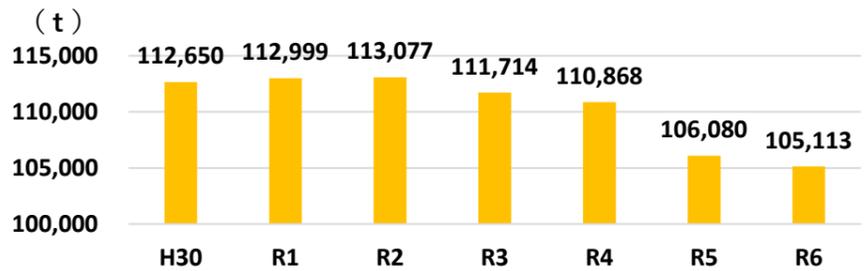
なお、本計画は「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に掲げられた、食品ロス削減推進計画に位置づけるものとします。

## 第2章 ごみ処理編

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ総排出量の推移

平成30年度から令和6年度まで過去7年間の本市のごみ総排出量（家庭ごみ+事業系ごみ（搬入ごみ）+罹災）の推移は、以下のとおりです。



### 第2節 前計画の総括

#### 1 ごみ減量・資源化に関する取組結果

##### (1) 取組内容

自治会や関係団体、企業等と連携し、市民への情報提供やイベント協力による啓発活動などを行い、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた市民意識の醸成や広報、指導等を推進しました。

##### (2) 目標達成状況

令和6年度の実績と目標値を比較すると、達成することが難しい状況です。

指標	実績値	目標値	達成状況
	令和6年度	令和7年度	
1人1日当たりのごみ総排出量	875 g/日・人	825 g/日・人	△50 g/日・人
事業系ごみ（搬入ごみ）量	25,322 t/年	21,954※1 t/年	△3,368 t/年
最終処分量（浚渫土を除く）	11,159 t/年	9,110 t/年	△1,354 t/年
再生利用率	16.5%	25%	△8.5%

※1 事業系ごみ（搬入ごみ）量については、中間見直し時に、令和7年度目標値を達成したため、より高い目標を設定したものです。

#### 2 ごみの適正処理に関する取組結果

##### (1) 収集運搬・分別排出管理計画

市民の理解と協力を得ながら、分別の徹底と3Rの推進に向けた啓発を実施しました。

##### (2) 中間処理・最終処分計画

ごみの焼却・破砕・選別などを各施設で適正に処理し、資源化と最終処分を計画的に実施しました。

##### (3) 事業運営計画

ごみ処理事業の安定的な運営に向けた体制整備と情報管理を推進しました。

### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1 基本理念と基本方針

##### (1) 基本理念

より良い環境を未来につなげていくという考えのもと、以下の基本理念を設定します。

ごみを見直し、資源を活かし、  
未来へつなぐまち・まえばし

##### (2) 基本方針

計画には、次の2項目を基本方針に据え、市民・事業者・行政が相互に連携しながら事業を推進します。

基本方針1 3Rの更なる促進

基本方針2 適正かつ効果的な処理の推進

#### 2 ごみ減量・資源化の目標値

##### (1) 数値目標

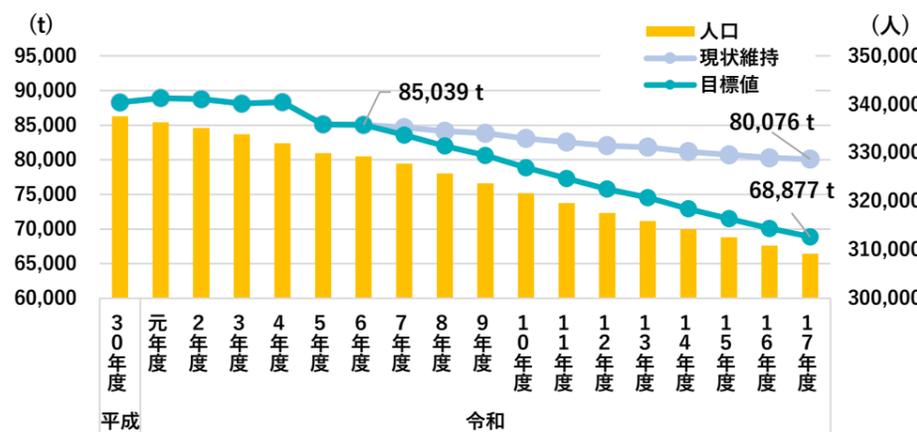
基本方針の達成度を測るための目標値を以下のとおり設定します。

指標	実績値	目標値
	令和6年度	令和7年度
1人1日当たり燃やすごみ量	約708 g	99g減量※ → 609 g

※「第5次循環型社会形成推進基本計画」の設定方法を参考に設定

##### (2) 燃やすごみ量の将来推計

目標値を達成した場合と現状のまま推移した場合の燃やすごみ量の将来推計を以下に示します。



#### 3 ごみ減量・資源化のための施策展開

##### (1) 市民・事業者・行政の役割

###### ア 市民の役割

日々の生活の中でごみを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す必要があります。

###### イ 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者としてその処理に責任があることを自覚し、自らの事業活動を見直ししながら、不用物であっても、なるべくごみとして廃棄するのではなく、再利用・再生利用に努めていくことが大切です。

###### ウ 行政の役割

市は、市民や事業者によるごみの発生・排出抑制、再利用、再生利用に向けた行動が円滑に行われるよう、市民や事業者と連携しながら、循環型社会を形成するための仕組みづくりに向けて積極的に取り組みます。

##### (2) 削減方針

1人1日当たり燃えるごみ量の目標値（令和6年度比-99g）の達成に向けて、可燃ごみの区分毎に減量・資源化目標量を以下のとおり設定します。

可燃ごみ区分	令和6年度※1		令和7年度	
	1人1日当たりごみ排出量	うち減量・資源化可能量	減量・資源化目標量	
家庭系ごみ	プラ容器	70	50	-25
	紙類	129	50	-30
	草木類	88	88	-5
	生ごみ	154	70	-20
	その他	74	17	-19
事業系可燃ごみ	193	-※2	-19	
合計	708	275	-99	

※1 令和6年度可燃ごみ量の実績に、各区分の割合（令和5年度組成調査結果）を乗じて推定

※2 事業系可燃ごみの減量・資源化可能量については調査ができず、算出不可

##### (3) ごみ減量・資源化のための施策体系

取組方針	施策
重点1	プラスチック類の資源化
重点2	紙類の資源化
重点3	草木類の資源化
重点4	家庭系ごみの減量・資源化
取組1	啓発によるごみ減量・資源化の推進
取組2	市民・自治会等と連携したごみ減量・資源化の取組
取組3	民間事業者と連携したごみ減量・資源化の取組
取組4	リユース意識の醸成とリユースの推進
取組5	分別ルールの周知徹底
重点5	事業系ごみの減量・資源化
食品ロス（食品ロス削減推進計画）	

#### 4 ごみ減量・資源化施策

##### 重点1 プラスチック類の資源化

【目標】  
リサイクル可能なプラ容器が可燃ごみ中に9.7%（年間約6,000t）混入しています。このうちの半分に当たる1人1日当たり25g（年間約3,000t）を令和17年度までに資源化することを目指します。

【施策】  
➢「プラ容器の分別専用ごみ袋」を活用したモデル事業の実施  
➢製品プラスチック一括回収の検討



##### 重点2 紙類の資源化

【目標】  
リサイクル可能な紙類は、可燃ごみ中に9.8%（年間約6,063t）混入しています。このうちの6割に当たる1人1日当たり30g（年間約3,638t）を令和17年度までに資源化することを目指します。

【施策】  
➢「雑古紙の分別専用紙袋」を活用したモデル事業の実施



##### 重点3 草木類の資源化

【目標】  
令和17年度までに1人1日当たり5g（年間約600t）を資源化することを目指します。

【施策】  
➢草木類の回収事業の実施（拠点での回収）



##### 重点4 家庭系ごみの減量・資源化

■啓発によるごみ減量・資源化の推進  
「Maebashi 3Gs」というスローガンを用いて動画や音楽を活用した啓発素材を作製し、市民への広報・啓発を行います。



- 市民・自治会等と連携したごみ減量・資源化の取組
- 民間事業者と連携したごみ減量・資源化の取組
- リユース意識の醸成とリユースの推進
- 分別ルールの周知徹底

#### 重点5 事業系ごみの減量・資源化

【施策】  
事業者への働きかけ  
➢事業者へのごみ減量に向けた啓発（食品ロス削減等）  
➢展開検査の継続（分別啓発の取組）

紙おむつの資源化事業の検討  
➢老人福祉施設等の事業者から排出される紙おむつリサイクル事業の検討

#### 食品ロス削減推進計画

【目標】  
国や県にならい、食品ロスの発生抑制及び堆肥化等による有効活用を推進、環境負荷の低減を考慮し、食品ロス削減に取り組んでいきます。

【施策】  
➢生ごみの堆肥化支援  
➢市内小学生向け啓発動画  
➢食品ロスつりゲーム  
➢フードドライブ運動  
➢ローリングストック法  
➢環境講座の実施

【その他啓発】  
➢生ごみの水切り  
➢冷蔵庫の中身チェック  
➢てまえどり  
➢食べ残し防止  
➢残った料理を持ち帰る  
➢食べきり協力店の利用

#### 5 ごみの適正処理に関する計画

- (1) 分別収集・収集運搬計画  
ごみ質の変化や高齢社会の進行など、社会環境の変化に対応しながら、市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制の整備を進めていきます。
- (2) 中間処理計画  
中間処理は、収集・運搬されたごみをその種類に応じた最適な方法で処理することで、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ります。
- (3) 最終処分計画  
最終処分に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、周辺の環境保全・公害防止に努めます。

#### 6 ごみ処理施設の整備に関する事項

- (1) 次期焼却施設、不燃・資源化施設  
将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、広域化・集約化の取組を進めることとしています。
- (2) 次期最終処分場  
令和16年度を供用開始とした新最終処分場の計画を進めています。

#### 7 その他ごみの処理に関し必要な事項

- (1) 災害廃棄物対策  
大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

(2) 前橋市廃棄物減量等推進審議会の設置と運営  
一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行います。

(3) ごみ処理有料化及び指定袋見直しの検討  
ごみの減量化と資源化を推進するため、今後のごみ処理体制のあり方を総合的に検討する中で、「ごみ処理有料化」及び「指定袋制度の見直し」についても重要な課題として検討を進めていきます。

### 第3章 生活排水編

#### 第1節 生活排水処理の現状

##### 1 し尿・浄化槽汚泥量の推移

指標	前計画の計画値 (令和7年度)	計画値に対する現在の値 (令和6年度実績)
し尿くみ取り量	3,325kL/年	3,097kL/年
浄化槽汚泥量	30,913kL/年	29,568kL/年

#### 第2節 生活排水処理基本計画

##### 1 将来指標

(1) し尿くみ取り量（令和6年度比 22.3%減）

令和6年度	...	令和12年度	...	令和17年度
3,097kL/年	...	2,733kL/年	...	2,406kL/年

(2) 浄化槽汚泥量（令和6年度比 1%減）

令和6年度	...	令和12年度	...	令和17年度
29,568kL/年	...	29,150kL/年	...	29,361kL/年

##### 2 施策

基本計画を推進していくための基本となる施策を整理します。

計画	施策
計画1 発生・排出管理計画	(1) 発生・排出・管理状況の把握と啓発
計画2 収集運搬計画	(1) 適正な収集運搬体制の確保
計画3 中間処理計画	(1) 適正処理の推進 (2) 計画的な施設の整備
計画4 最終処分計画	(1) 適正処理の推進
計画5 事業運営計画	(1) 適切な事業運営 (2) 情報の提供と共有化 (3) 災害時の対応 (4) 関係機関との連携

令和8年3月  
■発行 前橋市  
■編集 前橋市 環境部 ごみ政策課  
〒371-8601  
住所 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
TEL 027-898-6272 FAX 027-223-8524  
E-mail gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp